

道教委としての見解を申し上げます。謹慎と停学は、法律上同一概念か別概念かということについては、次のように考えます。

- (1) 停学処分と同じ手続きを経て校長が命じた「謹慎処分」は、実質的に「停学処分」に該当する。したがって「出席停止」扱いとなる。
- (2) 保護者（本人）の自発的意思に基づき、反省の意味で家庭内で謹慎し、登校を遠慮する場合には、停学処分と同じ手続きを経て校長が命じたものではないので、停学ではない。したがって出席停止扱いとはならず、欠席扱いとなる。

このような判断は、次の根拠によります。

1 昭和32年12月21日付け文初財615号文部事務次官の通達に基づく。

「退学」には除籍、放校等、「停学」には謹慎・出校停止等、「訓告」には譴責、戒告等のそれぞれ実質的にこれらに準ずる懲戒処分を含む。

2 判例に基づく。

昭和47年5月11日福島地裁は、県立磐城高校生徒懲戒処分取消請求事件に関連して、生徒の懲戒は、学校教育法施行規則第13条2項に示す懲戒の種類に限定されるものではないが、これらと性質及び態様を実質的に異にする処分は許されないとした上、謹慎処分は、登校して授業その他の学校施設を享受ないし利用することを禁止するものであり、その実質的内容は停学と異なるので、学校側が謹慎処分を科すことは違法でないとした。

また、更に家庭謹慎と学校謹慎の区別についても、両者の違いは登校のみを禁止するか否かにすぎず、「謹慎の実質的内容である授業、その他の学校施設の享受ないし利用を拒否する点において変わりはないのであるから、処分された生徒の不利益において大きな差はない」として、両者を含めて、実質的内容は停学と異なるないとしている。

したがって、名称は異なりますが、家庭謹慎及び学校謹慎も法令上の停学と解せられ、それを行うことは可能であり、特に学校謹慎については、生徒や家庭の実態によって、教育的にそのような措置を取ることで効果がある場合には、それも考慮しなければならないものと考えます。

また、生徒指導要録の停学（謹慎）にかかわる欠席の記入方法については、次のとおりです。

- (3) 平成5年12月22日付け教学教第3052号「高等学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校の高等部生徒指導要録の改訂について」のとおり、「出席停止・忌引等の日数」の欄に、学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数を含めるとともに、必要に応じて他の(2)～(5)にある日数も含めて記入する。

ただし、「在籍証明や単位取得証明など証明書等を作成する場合において、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適切ではないので、プライバシー保護や教育的な配慮の観点から、証明の趣旨等を確認した上で、必要最小限の事項を記載するよう留意すること。」と生徒が不利益を被ることのないような対応とする。

これらのことについては、今後、指導主事の学校訪問等を通じて各学校への周知を図ってまいりたいと考えております。

北海道教育庁生涯学習部 高校教育課長 2013年